

修習専念資金交付日一覧
第71期司法修習生

	貸与単位期間(※1)	修習専念資金 交付日(※2)
第1回	平成29年11月27日～12月26日	平成29年12月15日
第2回	12月27日～平成30年1月26日	平成30年1月15日
第3回	1月27日～2月26日	2月15日
第4回	2月27日～3月26日	3月15日
第5回	3月27日～4月26日	4月16日
第6回	4月27日～5月26日	5月15日
第7回	5月27日～6月26日	6月15日
第8回	6月27日～7月26日	7月17日
第9回	7月27日～8月26日	8月15日
第10回	8月27日～9月26日	9月18日
第11回	9月27日～10月26日	10月15日
第12回	10月27日～11月26日	11月15日
第13回	11月27日～12月12日	12月12日

※1

貸与単位期間とは、通常修習期間をその開始の日又は各月においてその日に
相当する通常修習期間内の日(その日に相当する日がない月においては、その
月の末日)から各翌月の通常修習期間の開始の日に相当する日(その日に相当す
る日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内に
ないときは、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該
区分による一の期間(新規則第2条第1項)。

※2

修習専念資金交付日とは、新規則第2条第2項の「最高裁判所が定める日」で
す。

新規則及び新要綱に定める方法の外、最高裁判所から特段の通知のない限
り、貸与決定又は修習専念資金の額の変更決定に基づき定められた額が、最高
裁判所から、毎回、支出官等の決定を経て、原則として、修習専念資金交付日
に貸与申請時に指定した口座に振り込まれます。

ただし、金融機関によっては、入金に要する日が異なる場合があります。